慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	研究會記事
Sub Title	Reports of the research meeting
Author	高鳥(Takatori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1952
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.25, No.8 (1952. 8) ,p.73- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19520815-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

豣 究 會 記 事

ている。 ぼ専攻別に包含する各種の中小研究會は、現在、活潑な活動を續け 前囘の研究會記事で明らかにされたように、研究室在籍會員をほ

るところ、 續けてきた逐條的な研究は、この期間においては、第三章家庭裁判 臨時工に非ざるものも含まれているのではないか、假りに含まれて 所に關する第三十一條の五まで終了した。行政權と司法權の交渉す はないか、などの點が議論の對象となつている。裁判所法研究會が る。一般に臨時工と呼ばれるもののうちには、むしろ、實質的には 組合法第十七條と臨時工との關係を 中心に、 共同討議を續けて い 現在、臨時工の問題、特に勞働協約の一般的拘束力を規定した勞働 も、十分な成果を收めることは望めないから、經濟學部の會計學關 るか、また、會社實務の點からみて妥當なものであるかという點で いるとすれば、そのものには勞働組合法第十七條が適用されるので 者を招いて、每週定期に研究會を開催している。勞働法研究會は、 係諸教授の協力をえ、また、實務上の問題については會社計理擔當 計算に闘する規定が、果して、健全な會計原則に合致するものであ 商法研究會が四月から續けて討論している問題は、株式會社法の このような問題は、 特に司法權の限界が依然として討論の中心となっ てい 商法専攻會員のみの 共同研究によつ て

> 最近、 **發足した時事問題研究會も、次の研究發表會をも**

昭和二十七年五月二十日(火)午後三時於第一研究室 ソ聯の外交政策 男

君

をもつことができた。 この期間においても、 大研究會としては、次の二囘の研究發表會

昭和二十七年五月三十日 人工授精の法律問題 午後一時於第三會議

見 康 子

君

中谷、宮崎(俊)、阿久澤、 伊東、髙鳥、生田、須藤、田口、平、金子、大山、多田、中村(洸)、 出席者、島田、小池、宮崎(澄)、今泉、峯村、手塚、藤原、內山、 ていたが、右の研究發表は、その中間報告の一部をなすものである。 り、民法專攻會員は、早くから、この問題に闘する共同研究を續け 五會員(敬稱略)。 を要する諸點を含むものである。そこで、醫學部關係者の要請によ 要であることはいうまでもないが、同時に、それは法律的にも檢討 **人工授精の問題については、醫學の立場からする周到な研究が重** 利光、 米津(昭)、米津(和)、内田の二十

七三

研

37

會

記 事

(五五九)

七四(五六〇)

株式會社法に於ける資本の機能と構成 米 津 和 子 君會社の目的外の行為の効力 米 津 昭 子 君昭和二十七年六月二十三日(日)午後一時於第一研究室

う問題を中心に、

醤法においては

資本の

擔保的機能を

重視する傾向 が强くみられたのに對し、現行法の立場は、更に一步を進めて、資 を主張するもの。 場に同意するが、そこにいわゆる目的は、營利法人たる會社につい り、結論的には、會社の目的は權利能力の限界を引すとの第一の立 げ、種々の角度から從來の學說を批判した後、法人たる會社につい 限に對する制約としての意味をもつに止まる かと の問題を とりあ の行為能力を制限するものであるか、或いは、會社の執行機關の權 (澄)、島谷、髙鳥、田口、平、金子、人見、 ろらかという點に言及するもの。 現行法上の諸制度が、果して、我國經濟社會の實狀に調和するであ 本調達の機動性という考慮をも加えている點を比較說明し、最後に 額面株式の制度の確立が、どのような意味をもつものであるかとい ては、公益法人の場合と異つて、 ては權利能力と行爲能力の範圍は全く一致するものと解すべきであ 前者の報告は、 後者の論點は、 會社の目的は權利能力の限界を劃すものか、 出席者、 株式會社法における授權資本と無 特に擴張して解釋されるべきこと 島田、 中村(洸)、 小池、 中谷、宮崎 津田、

(高鳥記)

(俊)、利光、内田の十五會員(敬稱略)。